

## 施工体制台帳・施工体系図について

施工体制台帳・施工体系図の作成について	1
（施工体制台帳）	
施工体制台帳（参考様式）	6
施工体制台帳解説（1）（2）	7
記載ミス（例）	9
（再下請負通知書）	
再下請負通知書（参考様式）	10
再下請負通知書解説（1）（2）	11
（作業員名簿）	
作業員名簿（参考様式）	13
作業員名簿参考（作成例）	14
（施工体系図）	
施工体系図（参考様式）	15
施工体系図参考（作成例）	16

令和5年8月

横浜市  
財政局 公共事業調整課

施工体制台帳・施工体系図は、以下の点に留意して作成の上、受発注者双方により確認を行い、適正な施工体制の確保に努めてください。

#### 1 施工体制台帳の記載内容について

- (1) 施工体制台帳、再下請負通知書及び下請契約書（注文書・請書）の日付を漏れなく記載し、各書類間の日付・工期は整合させること。
- (2) 工事の工期が延期された場合は、下請契約も合わせて変更することとなるため、変更した施工体制台帳、再下請負通知書及び下請契約書を速やかに作成すること。

#### 2 施工体制台帳の添付資料について

- (1) 下請契約書は、記載必要事項の 16 項目が網羅され、工事内容について明確かつ具体的に記載する。内訳書は、〇〇工事一式といった曖昧な記載とせず、工事内容を示す具体数量を記載すること。
- (2) 一次・二次等、全ての下請契約書（注文書・請書）を添付すること。
- (3) 電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）が、PC やタブレット端末等のストレージや、CD-ROM、USB等の記録媒体に保存され、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。ただし、発注者へ提出する施工体制台帳が書面の場合は、印刷したものを添付して提出すること。ASPを利用する場合は、PDF形式にしたものを添付して提出すること。

また、電子契約書が、本社・営業所に備えられたサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合であっても、必要に応じ工事現場において当該サーバ等に保管されている電子契約書にアクセスし、PCやタブレット端末の画面上に表示できる場合には同様の取扱いとして差し支えない。

※ASP：Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

## 施工体制台帳・施工体系図の作成について

公共工事を施工するために、下請契約を締結した元請建設業者は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、発注者に写しを提出しなければなりません。

また、元請業者でなくても、自ら下請業者と建設工事の請負契約をした場合は、再下請負通知書を作成・提出しなければなりません。

### 1 施工体制台帳

施工体制台帳は、次の項目で構成されます。

#### (1) 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類【元請業者が作成】

- ① 施工体制台帳<本紙>
- ② 発注者との契約書の写し（表紙だけの添付で可）
- ③ 元請業者と一次下請業者との契約書\*注の写し
- ④ 元請の主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証明する書類の写し
- ⑤ 元請の主任技術者又は監理技術者が自社（元請）に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
- ⑥ 元請の監理技術者補佐（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し
- ⑦ 元請の監理技術者補佐（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
- ⑧ 元請の専門技術者（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し
- ⑨ 元請の専門技術者（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し

#### (2) 下請業者と再下請業者の記載事項と添付書類【再下請を行う下請業者が作成】

- ⑩ 再下請負通知書<本紙>
- ⑪ 再下請負業者との契約書\*注の写し

#### (3) 作業員名簿

- ⑫ 作業員名簿

### \*注

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることにより、元請・下請間の紛争を防ぐことが大切です。特に建設工事における元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約は、発注者と元請負人が交わす請負契約と同様に建設業法に基づく請負契約であり、契約を締結する際は建設業法に従って契約をする必要があります。

従って下請契約に当たっては、**契約の内容となる必要事項（16項目）を明示した適正な契約書**を作成し、下請工事の着工前に署名又は記名押印して相互に交付してください（建設業法第十九条）。なお、注文書、請書、覚書等（契約書記載必要事項の16項目が記載されたもの）に基本契約書や約款を添付した書面を相互に交付することでも代用できます。

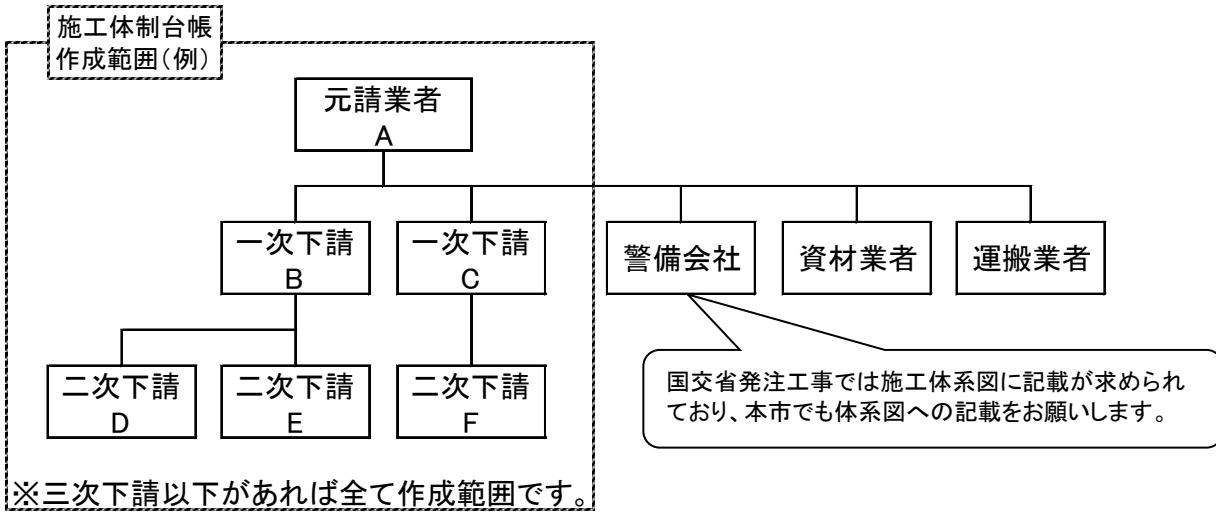
また、契約書等の作成に際しては、工事内容について明確かつ具体的に記載することが重要であり、例えば内訳書において数量の記載が無く、〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けるべきです。建設業法令遵守ガイドラインの参照を行い、さらには、標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積を受領するなどして、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが大切です。

(参考) 国土交通省ホームページ

建設業法令遵守ガイドライン [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

各団体標準見積書 [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)

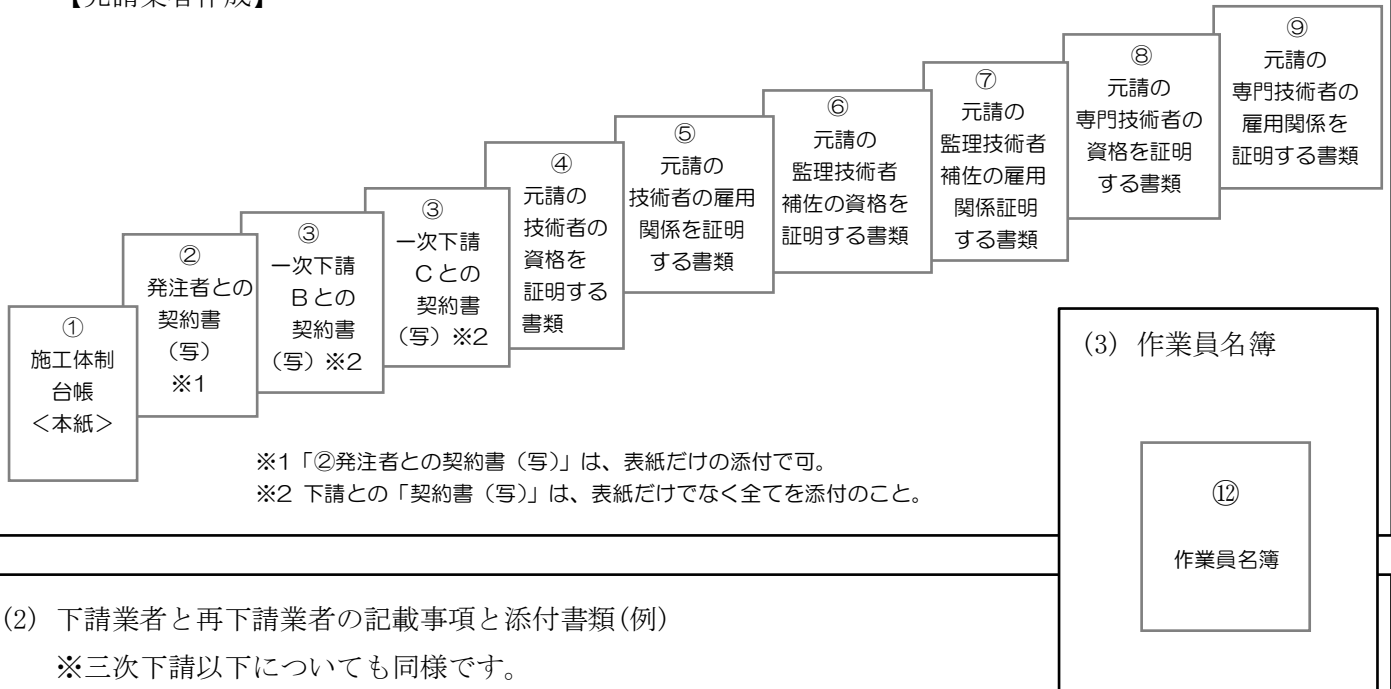
【施工体制台帳の作成範囲】 全ての下請契約について台帳整備が必要です。



【施工体制台帳の構成】

(1) 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類(例)

【元請業者作成】

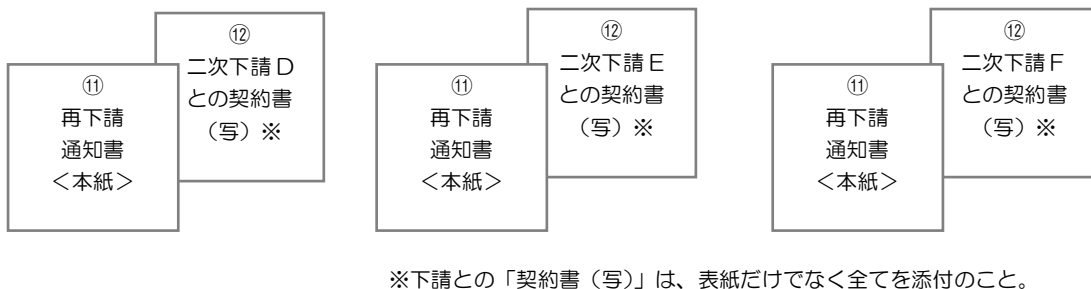


(2) 下請業者と再下請業者の記載事項と添付書類(例)

※三次下請以下についても同様です。

【一次下請B作成】

【一次下請C作成】



## 2 施工体系図

施工体制台帳を作成する元請業者は、作成した施工体制台帳に基づき建設業者の名称、担当工事内容、工期、技術者の氏名を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。建設工事の請負契約に該当しない資材納入や運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありません。

なお、警備業者については、国土交通省発注工事では仕様書に基づき施工体系図への記載を求めていますので、本市においても、警備会社等（工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われる者）の会社名、現場責任者名、工期の記載をお願いします。

建設業法上の下請業者がなく台帳の作成義務がない工事についても、現場の体制を把握するため、警備業者等を記載した体系図を作成し、工事打合せ簿等により監督員に提出してください。

## 3 作業員名簿

建設業法施行規則において、施工体制台帳の一部として作成が義務付けられています。

※建設キャリアアップシステムより出力される作業員名簿の様式例についても、建設業法施行規則で（施工体制台帳の一部として）記載が義務付けられている事項が全て含まれておりますので、建設業法及び建設業法施行規則に適合する様式例として使用できます。

※こちらの様式例を使用する際には、個人情報の取扱いについて、この様式例の利用者において適切に取り扱うことが必要となりますのでご注意ください。

## 4 根拠法令等

### (1) 建設業法

第二十四条の八（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

### (2) 建設業法施行規則

第十四条の二（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の三（下請負人に対する通知等）

第十四条の四（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の五（施工体制台帳の記載方法等）

第十四条の六（施工体系図）

第十四条の七（施工体制台帳の備置き等）

### (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

第十五条（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

### (4) 契約書記載必要事項の 16 項目（建設業法第十九条）

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

- 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十三 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをすることは、その内容
- 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十五 契約に関する紛争の解決方法
- 十六 その他国土交通省令で定める事項

# 施工体制台帳 (参考様式)

年 月 日

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
--------	--	----------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
------------------	-----------	------	--

監理技術者補佐名		資格内容	
----------	--	------	--

専門技術者名		専門技術者名	
--------	--	--------	--

資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

## 《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

### ※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者をであることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者をであることを証する書面又はこれらの写し



【左の様式は作成建設業者(元請)に関する事項のみである。】

令和3年 4月 14日

### 施工体制台帳 (作成例)

[会社名・事業者ID] ○○建設株式会社 (12345678901234)

[事業所名・現場ID] ○○道路改良工事業所 (43210987654321)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、と、舗、しゅ工事業	大臣 特定 知事 一般 第 00000号	平成〇年 〇月 〇日
	建 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 00000号	令和〇年 〇月 〇日

工事名称及び工事内容	○○道路改良工事(ゼロ市工事) (土木一式 土工1,000m3、舗装工500m2、擁壁工30m)		
発注者名及び住所	横浜市道路局 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10		
工期	自	令和3年 4月 1日	契約日
	至	令和3年 11月 30日	

契約所	区分	名称	住所
	元請契約	○○建設株式会社	横浜市○○区○○町〇-〇
	下請契約	同上	同上

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	元請契約	○○建設株式会社	XXXXXXXX-XXXXX	XXXXXXXX-XXXXX	XXXXX-XXXXX-XXX		
	下請契約	同上	同上	同上	同上		

発注者の監督員名	横浜 守	権限及び意見申出方法	契約書記載の通り
監督員名	鶴見 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載の通り
現場代理人名	鶴見 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載の通り
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任 鶴見 太郎	資格内容	1級土木施工管理技士
監理技術者補佐名	青葉 良子	資格内容	1級土木施工管理技士補
専門技術者名	神奈川 由美	専門技術者名	
資格内容	第1種電気工事士	資格内容	
担当工事内容	電気工事	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
--------------------	--	-------------------	--	-------------------	--

・施工体制台帳を作成又は変更した日付を記入する。特に、下請負契約との日付の整合に注意すること。

・作成建設業者(元請)の商号名称と工事を担当する事業所名(事業所を設置していなければ「同上」と記載する)。  
・事業者ID、現場IDは建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録されているIDを記載する(登録していなければ記載不要)。

・作成建設業者(元請)が受けている建設業の許可を全て記入。建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。  
・特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して記載する。

・作成建設業者(元請)が発注者と締結した契約書に記載された工事名称、工事内容を記入する。  
・発注者名及び発注者の住所を記入する。発注者名は、横浜市調達公告版発注情報の「工事担当課」の局名まで記載する。ただし、工事担当課が土木事務所の場合は「横浜市○○区○○土木事務所」とし、土木事務所の住所を記載する。  
・契約日は横浜市と締結した工事請負契約書に記載された契約日、工期(至)は同契約書に記載された完成期限を記入する。工期(自)は工事着手届出書の着手年月日(余裕期間がある場合は、余裕期間終了後の工事着手日)を記入する。  
・工期変更が生じた場合は速やかに変更する。

・元請契約：横浜市と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。  
・下請契約：一次下請と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。

・健康保険の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。  
・元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。

・横浜市が置いた監督員を記入する。

・監督員名：一次下請を監督するため作成建設業者(元請)が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。  
・現場代理人：現場に常駐しなくてはならない(緩和措置あり)。  
・監理技術者、主任技術者：建設業法第26条で規定する監理技術者・主任技術者名を記載する。専任・非専任の別については、横浜市調達公告版発注情報で工事ごとに定めるものを記入する。ただし、監理技術者においては専任を求められる工事であっても、第26条第3項ただし書き等により、元請業者が監理技術者補佐として政令で定める監理技術者に準ずる者(1級技士補等)を当該現場に専任で置くときは、監理技術者は2現場まで兼務することができる。他の工事と兼務する場合、「非専任」を○で囲む。監理技術者は監理技術者証の携帯義務あり。  
・監理技術者補佐：監理技術者補佐名を記載する。※監理技術者補佐を置かない場合は記載不要。  
・専門技術者：請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する(建設業法第26条の2)。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。※直接施工する専門工事がない場合は記載不要。

・監理技術者の資格内容  
(1) 指定建設業の場合(土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の7業種)  
① 技術検定その他の試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者  
② 国土交通大臣が①と同等の能力を有すると認定した者  
(2) 指定建設業以外の場合  
① (1)①と同じ  
② 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が政令で定める金額以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者

・一号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る)を決定された者が従事する場合は「有」を○で囲む。  
・外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが従事する場合は「有」を○で囲む。  
・外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	××工業株式会社 (00000000000000)	代表者名	磯子 三郎
住所	〒235-00XX 横浜市〇〇区××町〇-〇 (TEL 045-〇〇〇-〇〇〇〇)		
工事名称及び工事内容	〇〇道路改良工事(ゼロ市工事) 擁壁工 30m		
工期	自 令和3年 4月 1日 至 令和3年 10月 29日	契約日	令和3年 3月 18日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	建、大、と、筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 00000号	平成29年 〇月 〇日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 ××工業株式会社	健康保険 XXXXXXXX-XXXX	厚生年金保険 XXXXXXXX-XXXX

現場代理人名	戸塚 四郎	安全衛生責任者名	戸塚 四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載の通り	安全衛生推進者名	緑 五郎
主任技術者名	専任 戸塚 四郎 非専任	雇用管理責任者名	旭 六郎
資格内容	1級建築施工管理技士	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・ 一号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る)を決定された者が従事する場合は「有」を○で囲む。
- ・ 外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが従事する場合は「有」を○で囲む。
- ・ 外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」を○で囲む。

- ・ 下請負人の商号名称、代表者名、住所、電話番号を記入する。
- ・ 事業者IDは建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録されているIDを記載する(登録していなければ記載不要)。
- ・ 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及び、工事内容を記入する。
- ・ 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。

- ・ 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可業種が契約工事内容と一致すること。)
- ・ 建設業許可を保有していない場合は斜線で消す。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか請け負うことはできない。

- ・ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ・ 事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

- ・ 現場代理人：一次下請会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ・ 主任技術者：建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額4,000万円以上で専任配置。ただし、建設業法第26条の3等の規定により、特定専門工事(専門工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、作成建設業者(元請)との契約額(複数契約があるときはそれらの総額)が4,000万円未満の鉄筋工事及び型枠工事)で、一定の要件を満たし、作成建設業者(元請)の主任技術者が一括で施工管理する場合は、下請負人は主任技術者の配置を要しない(両者で書面等による合意が必要：建設業法施行規則第17条の6、7)。その場合、下請負人はその工事を他者に再下請けさせることは不可。
- ・ 安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時50人以上(すい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)である場合、労働安全衛生法第15条第1項の規定により、作成建設業者(元請)は統括安全衛生責任者を選任する。その場合、作成建設業者(元請)以外の下請人は、統括安全衛生責任者との連絡等のため、安全衛生責任者を選任する(労働安全衛生法第16条)。また、中規模建設工事現場(おおむね労働者数10~49人規模の建設工事現場)について、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成5年3月31日基発第209号の2)に基づき、作成建設業者(元請)が統括安全衛生責任者に準ずる者を選任する場合、下請人は安全衛生責任者に準ずる者を選任し、ここに記入する。
- ・ 安全衛生推進者：安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の専任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- ・ 雇用管理責任者：事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)
- ・ 専門技術者：請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事(軽微な建設工事(建設業法第3条・施行令第1条の2)は除く)があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。※直接施工する専門工事がない場合は記載不要。

# 記載ミス (例)

※日付の未記載、契約日、工期、提出日等との整合に留意のこと。

令和3年 4月 14日

## 施工体制台帳 (作成例)

[会社名・事業者ID] ○○建設株式会社 (12345678901234)

[事業所名・現場ID] ○○道路改良工事作業所 (43210987654321)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	土、と、舗、しゅ工事業	大臣 特定 知事 一般 第 00000号	平成29年 〇月 〇日
	建 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 00000号	令和〇年 〇月 〇日

工事名称及び工事内容	○道路改良工事 (土木一式 土工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>元請契約欄には発注者と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を、下請契約欄には一次下請と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。支店等が無い場合、この欄は同じ元請を記入する。</li> </ul>									
発注者名及び住所	横浜市道路局 〒231-0005 横浜市										
工期	自 令和3年 至 令和3年	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> <tr> <td>元請契約</td> <td>○建設株式会社</td> <td>横浜市〇〇区〇〇町〇-〇</td> </tr> <tr> <td>下請契約</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </table>	区分	名称	住所	元請契約	○建設株式会社	横浜市〇〇区〇〇町〇-〇	下請契約	同上	同上
区分	名称	住所									
元請契約	○建設株式会社	横浜市〇〇区〇〇町〇-〇									
下請契約	同上	同上									

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	横浜市道路局	横浜市中区本郷6丁目50番地の10
	下請契約	○建設株式会社	

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約	○建設株式会社	XXXXXXX-XXXX	XXXXXXXX-XXXX	XXXXX-XXXXX-XXX
下請契約	××工業株式会社	同上	同上	同上	同上	

発注者の監督員名	横浜 守	権限及び意見申出方法	契約書記載の通り
監督員名	鶴見 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載の通り
現場代理人名	鶴見 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載の通り

専門技術者名	主任技術者名	専任 鶴見 太郎
	資格内容	1級土木施工管理技士
	担当工事内容	土木一式
	監理技術者名	専任 鶴見 太郎
監理技術者補佐名	青葉 良子	
専門技術者名	神奈川 由美	
資格内容	第1種電気工事士	
担当工事内容	電気工事	

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	□建設興業 (00000000)
住所	〒235-00XX 横浜市〇〇区
工事名称及び工事内容	○道路改良工事 土工 500
工期	自 令和3年 至 令和3年

建設業の許可	施工に必要と
--------	--------

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	□建設興業	全国土木建築国民健康保険	XXXXXXXX-XXXX XXXXX-XXXX XXXXX-XXX

代理人名	三須 一郎
権限及び見申出方法	契約書記載の通り
技術者名	専任 非専任
資格内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----

・□建設興業が法人の場合は1人、個人事業主の場合は5人以上の労働者を常時雇用している場合は、健康保険及び厚生年金保険の加入義務が発生するため、適用除外とはならない。

保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	□建設興業	△健康保険組合	XXXXXXXX-XXXX	XXXXX-XXXXX-XXX		

・ただし、健康保険については全員が適法に国民健康保険(全国土木建築国民健康保険組合(土健保)や全国建設工事業国民健康保険(建設国保))に加入し、当該事業所が適用除外承認を受けている場合は「適用除外」を〇で囲み、加入している国民健康保険組合の名称(「全国土木建築国民健康保険組合」「〇建設国保」等)と記載する。

保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	□建設興業	全国土木建築国民健康保険	XXXXXXXX-XXXX	XXXXX-XXXXX-XXX		

・建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならないため、空欄とはならない。(請負金額4,000万円以上で専任配置。)

主任技術者名	専任 三須 一郎
資格内容	実務経験(10年・とび・土工)

ただし、特定専門工事で、一定の要件を満たし、元請の主任技術者が一括で施工管理する場合は、下請負人は主任技術者の配置を要しない(両方で書面等による合意が必要)。その場合、下請負人はその工事を他者に再下請けさせることは不可。

### 記載の一例

主任技術者名	専任 無(特定専門工事)
資格内容	

添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)として、発注者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の請負契約(公共工事以外の建設工事について締結されるもの)の写しを提出する。また、監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されていることを証する書面又はこれらの写しを提出する。

再下請負通知書 (参考様式)

直近上位  
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会社名・  
事業者ID

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状態(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・事業者ID		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専 門 技 術 者 名	
		資 格 内 容	
		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状態(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の状態(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の状態(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

【左の様式は一次以下の上位請負業者に関する事項のみである。】

令和3年 4月 23日

## 再下請負通知書 (作成例)

直近上位  
注文者名 〇〇建設株式会社

【報告下請負業者】

住所 横浜市〇〇区××町〇-〇  
TEL 045-〇〇〇-〇〇〇〇  
FAX 045-〇〇〇-〇〇〇〇

元請名称・ 事業者ID	〇〇建設株式会社 (12345678901234)
会社名・ 事業者ID	××工業株式会社 (000000000000000)
代表者名	磯子 三郎

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容	〇〇道路改良工事(ゼロ市工事) 擁壁工 30m		
工期	自	令和3年 4月 1日	注文者との 契約日
	至	令和3年 10月 29日	令和3年 3月 18日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	建、大、と、筋 工事業	大臣(特定)知事 一般 第 00000号	平成29年 〇月 〇日
	工事業	大臣(特定)知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ××工業株式会社	健康保険 XXXXXXXX- XXXXX	厚生年金保険 XXXXXXXX-XXXXX

監督員名	戸塚 四郎	安全衛生責任者名	戸塚 四郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載の通り	安全衛生推進者名	緑 五郎
現場代理人名	戸塚 四郎	雇用管理責任者名	旭 六郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載の通り	専門技術者名	
主任技術者名	専任 戸塚 四郎	資格内容	
資格内容	1級建築施工管理技士	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

- 再下請負通知書を作成又は変更した日付を記入する。特に、再下請負契約との日付の整合に注意すること。
- 再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称を記入する。
- 再下請負通知人の住所、商号名称、代表者名、電話番号等を記入する。  
事業者IDは建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録されているIDを記載する(登録していなければ記載不要)。
- 再下請負通知人が請負った建設工事の元請の商号名称を記入する。  
(再下請負通知人が一次下請の場合は、直近上位の注文者名と同じ名称となる。)
- 再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。  
再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速やかに変更する。
- 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可業種が契約工事内容と一致すること)  
建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか請け負うことはできない。
- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。  
事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。
- 監督員名 : 再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置く場合に記入する。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。  
現場代理人: 下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。  
主任技術者: 建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額4,000万円以上で専任配置。  
安全衛生責任者: 当該場所の労働者数が常時50人以上(すい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)である場合、労働安全衛生法第15条第1項の規定により、作成建設業者(元請)は統括安全衛生責任者を選任する。その場合、作成建設業者(元請)以外の下請人は、統括安全衛生責任者との連絡等のため、安全衛生責任者を選任する(労働安全衛生法第16条)。また、中規模建設工事現場(おおむね労働者数10~49人規模の建設工事現場)について、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針(平成5年3月31日基発第209号の2)に基づき、作成建設業者(元請)が統括安全衛生責任者に準ずる者を選任する場合、下請人は安全衛生責任者に準ずる者を選任し、ここに記入する。  
安全衛生推進者: 安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)  
雇用管理責任者: 事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)  
専門技術者: 請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事(軽微な建設工事(建設業法第3条・施行令第1条の2)は除く)があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。※直接施工する専門工事が無い場合は記載不要。

・一号特定技能外国人: 出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る)を決定された者が従事する場合は「有」を〇で囲む。  
・外国人建設就労者: 出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが従事する場合は「有」を〇で囲む。  
・外国人技能実習生: 出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」を〇で囲む。

《再下請負関係》					
再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。					
会社名・事業者ID	有限会社△△工務店 (00000000000000)		代表者名	港南 七郎	
住所 電話番号	〒235-00XX 横浜市〇〇区〇×町〇-〇 (TEL 045-〇〇〇-〇〇〇〇)				
工事名称及び 工事内容	〇〇道路改良工事(ゼロ市工事) 型枠工事				
工期	自 令和3年 4月 19日	至 令和3年 10月 29日	契約日	令和3年 4月 16日	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	大工 工事業	大臣 特定知事 一般	第 00000号	令和元年 〇月 〇日	
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称 有限会社△△工務店	健康保険 XXXXXXXX-XXXX	厚生年金保険 XXXXXXXX-XXXX	雇用保険 XXXXX-XXXXX-XXX
現場代理人名	金沢 九郎		安全衛生責任者名	金沢 九郎	
権限及び 意見申出方法	契約約款の通り		安全衛生推進者名	金沢 九郎	
主任技術者名	専任 非専任	金沢 九郎	雇用管理責任者名	港南 七郎	
資格内容	実務経験(指定学科5年・大工工事)		専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無

- 再下請負人の商号名称、代表者名、住所、電話番号を記入する。
- 事業者IDは建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録されているIDを記載する(登録していなければ記載不要)。
- 再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその具体的な工事内容を記入する。
- 再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。工期変更が生じた場合は速やかに変更する。

- 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可業種が契約工事内容と一致すること)
- 建設業許可を保有していない場合は斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、500万円未満の工事(建築一式では1,500万円未満)しか請け負うことはできない。

- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。
- 事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

- 現場代理人：下請負工事を請負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- 主任技術者：建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。請負金額4,000万円以上で専任配置。ただし、建設業法第26条の3等の規定により、特定専門工事(専門工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、契約額(複数契約があるときはそれらの総額)が4,000万円未満の鉄筋工事及び型枠工事)で、一定の要件を満たし、報告下請負業者の主任技術者が一括で施工管理する場合は、再下請負業者は主任技術者の配置を要しない(両方で書面等による合意が必要：建設業法施行規則第17条の6、7)。その場合、再下請負業者はその工事を他者にさらに再下請けさせることは不可。
- 安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時50人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)である場合、労働安全衛生法第15条第1項の規定により、作成建設業者(元請)は統括安全衛生責任者を選任する。その場合、作成建設業者(元請)以外の下請人は、統括安全衛生責任者との連絡等のため、安全衛生責任者を選任する(労働安全衛生法第16条)。また、中規模建設工事現場(おおむね労働者数10~49人規模の建設工事現場)について、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成5年3月31日基発第209号の2)に基づき、作成建設業者(元請)が統括安全衛生責任者に準ずる者を選任する場合、下請人は安全衛生責任者に準ずる者を選任し、ここに記入する。
- 安全衛生推進者：安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るため、50人以上では安全管理者及び衛生管理者の専任が義務付けられ、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場においては、安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- 雇用管理責任者：事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設動労者雇用改善法第5条)
- 専門技術者：請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事(軽微な建設工事(建設業法第3条・施行令第1条の2)は除く)があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。※直接施工する専門工事がない場合は記載不要。

- 一号特定技能外国人：出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る)を決定された者が従事する場合は「有」を〇で囲む。
- 外国人建設就労者：出入国管理及び難民認定法の別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが従事する場合は「有」を〇で囲む。
- 外国人技能実習生：出入国管理及び難民認定法の別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」を〇で囲む。

# 作業員名簿 (参考様式)

( 年 月 日作成)

事業所の名称  
・現場ID \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意していません。

一次会社名 \_\_\_\_\_  
・事業者ID \_\_\_\_\_

元請 確認欄	
提出日	年 月 日
( 次)会社名 _____ ・事業者ID _____	

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	雇用保険		中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許
	技能者ID			年 月 日	歳	年 月 日	歳				
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人    (作) …作業主任者 (注) 2.)    (女) …女性作業員    (未) …18歳未満の作業員
- (主) …主任技術者    (職) …職 長    (安) …安全衛生責任者    (能) …能力向上教育    (再) …危険有害業務・再発防止教育
- (習) …外国人技能実習生    (就) …外国人建設就労者    (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。  
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

# 作業員名簿 (作成例)

(令和3年 4月 14日作成)

事業所の名称  
・現場ID  
所長名

〇〇建設株式会社  
〇〇道路改良工事作業所  
(43210987654321)  
鶴見 太郎

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社以下は記載。

一次会社名  
・事業者ID

××工業株式会社  
(00000000000000)

元請  
確認欄

提出日 令和3年 4月 14日

(次)会社名  
・事業者ID

—

本欄の使用は任意。

二次会社以下は記載。

番号	ふりがな		職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日	
	氏名	技能者ID			年齢	年金保険		雇用保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許
1	とつか しろ	XXXXXX	建築	現 主 安	〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有	雇入時教育 職長・安全衛生責任者 フルハーネス		1級建築施工管理技士	令和3年4月14日	
	戸塚 四郎				〇〇歳	厚生年金	無					令和3年4月1日
						雇用保険	1234					
2	さくらぎ まちこ	XXXXXX	土木	作 女	〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有	雇入時教育 フルハーネス	足場の組立て等作業 主任者	2級土木施工管理技 士(土木)	令和3年4月14日	
	桜木 町子				〇〇歳	厚生年金	無					令和3年4月1日
						雇用保険	2341					
3	グエン・ヴァン・ホン	XXXXXX	型枠 大工	作 1特	〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有	雇入時教育 フルハーネス	型枠支保工の組立て 等作業主任者		令和3年4月14日	
					〇〇歳	厚生年金	無				令和3年4月14日	
						雇用保険	3412					
4	やまて たろう	XXXXXX	玉掛け作 業員		〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有	雇入時教育 フルハーネス	玉掛け		令和3年4月14日	
	山手 太郎				〇〇歳	厚生年金	無				令和3年4月14日	
						雇用保険	4123					
5	ねぎし じろう	XXXXXX	オペレー ター		〇〇年〇月〇日	協会けんぽ	有	雇入時教育	玉掛け	クレーン・デリック 運転士(クレーン限 定)	令和3年4月28日	
	根岸 次郎				〇〇歳	厚生年金	無					令和3年4月14日
						雇用保険	4321					

現場入場及び受入教育(新規入場時教育)を実施した年月日を記載。

初回提出後、新たに入場する作業員については逐次追加提出する。

事業所を設置していなければ作成建設業者(元請)名、現場代理人名を記載。

## 作業員名簿の加入保険欄記載例

※施工体制台帳、再下請負通知書の加入保険欄については、その作成例、記載ミス例を参照。

【健康保険】  
健康保険組合(組合名は記載不要)、協会けんぽ、建設国保(国民健康保険組合)、国民健康保険(建設国保以外の国民健康保険)、適用除外(所属会社が強制適用を受けず、本人が後期高齢者、生活保護を受けている世帯に属するものである等により国民健康保険の適用除外である場合)

【年金保険】  
厚生年金、国民年金、受給者

【雇用保険】  
雇用保険(右欄に被保険者番号下4けたを記載)、日雇保険、適用除外(事業主等の場合)

国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき確認し、適切な保険に加入させるよう指導すること。

### 記載例

健康保険組合	
厚生年金	
雇用保険	4123
国民健康保険	
国民年金	
適用除外	-

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ・作成建設業者(元請)及び全ての下請負人について、作成する。
- ・建設工事に従事する者(作業員、技術者とも)について、記載する。
- ・所属する会社分かるよう、1枚の紙面に1社分の従事者を記載する。
- ・事業者ID、技能者ID、現場IDは建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録されているIDを記載する(登録していなければ記載不要)。
- ・記載する作業員、技術者本人に、本名簿の記載事項を発注者に提出することについて説明し、理解を得るよう努めること。

根拠法令  
記載事項：建設業法施行規則第14条の2第1項第2号チ(元請)、第4号チ(下請負人)による  
提出：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定による



### 施工体系図(参考様式)

発注者名	
工事名称	

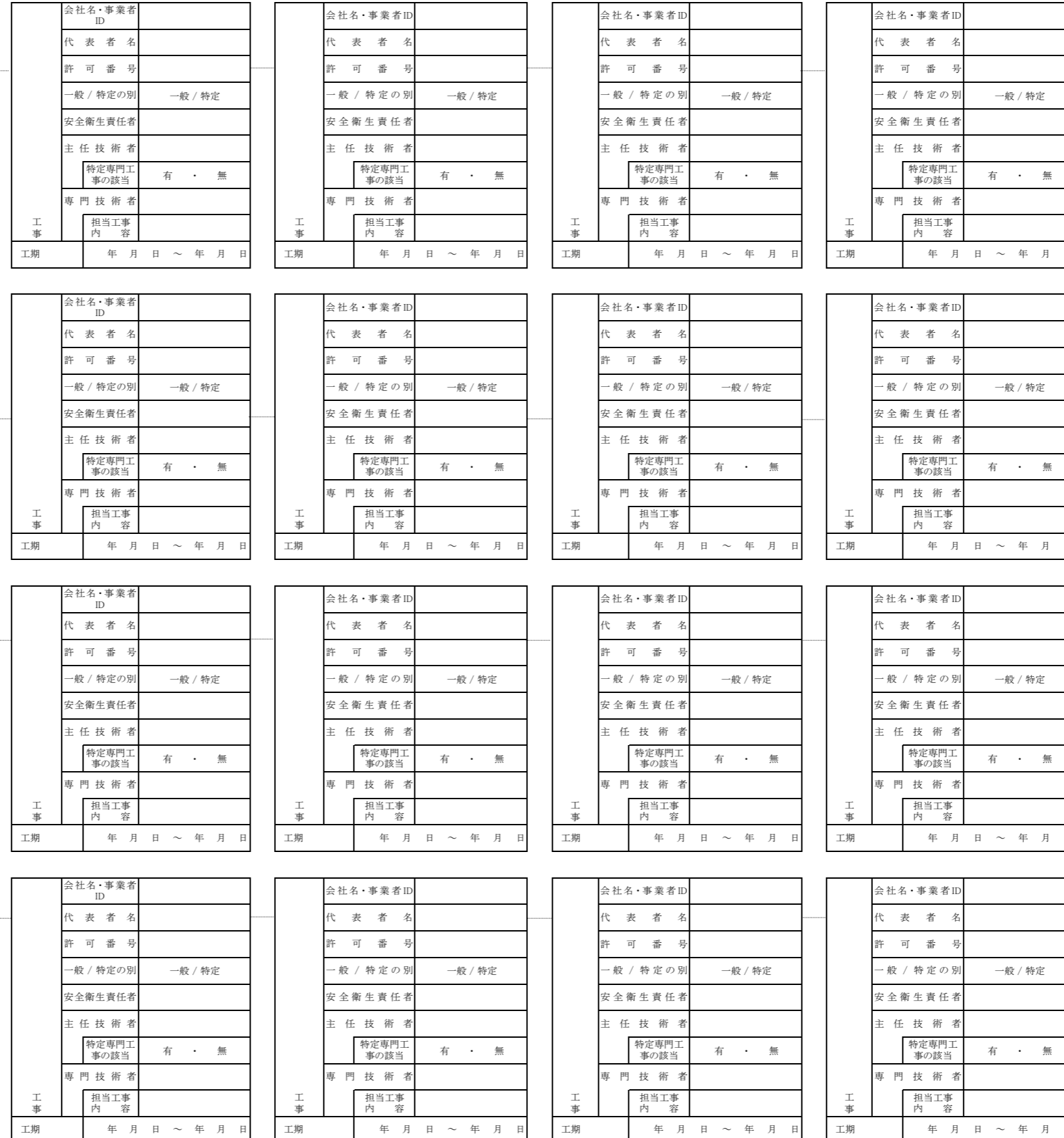
工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	
-----------	--

会 長	統括安全衛生責任者
-----	-----------

副 会 長	
-------	--



一次下請を監督するために作成建設業者（元請）が監督員を置く場合に記入。その権限が現場代理人に委任されている場合は

作成建設業者（元請）が横浜市と契約を締結した工事の工期（施工体制台帳に記載した工期）を記入。

事業者IDは、建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録されているIDを記載する（登録していなければ記載不要）。

### 施工体系図（作成例）

発注者名	横浜市道路局	工期	自 令和3年 4月 1日
工事名称	〇〇道路改良工事(ゼロ市工事)		至 令和3年 11月 30日

元請名・事業者ID	〇〇建設株式会社 (12345678901234)	社名・事業者ID	××工業株式会社 (00000000000000)
監督員名	鶴見 太郎	代表者名	磯子 三郎
監理技術者名 主任技術者名	鶴見 太郎	許可番号	神奈川県-特-29第00000
監理技術者補佐名	青葉 良子	一般/特定の別	一般/特定
専門技術者名	神奈川 由美	安全衛生責任者	戸塚 四郎
担当工事内容	電気工事	主任技術者	戸塚 四郎
元方安全衛生管理者	南 西吉	特定専門工事の該当	有・無
会長	統括安全衛生責任者 鶴見 太郎	専門技術者	
副会長		担当工事内容	

会社名・事業者ID	有限会社△△工務店 (00000000000000)	代表者名	港南 七郎
許可番号	神奈川県-般-1第00000	一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	金沢 九郎	主任技術者	金沢 九郎
主任技術者	金沢 九郎	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

会社名・事業者ID	〇〇組 (00000000000000)	代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	神奈川県-般-〇第00000	一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇 〇〇	主任技術者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

会社名・事業者ID		代表者名	
許可番号		一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者		主任技術者	
主任技術者		特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

作成建設業者（元請）が専門技術者を置いた場合、その氏名と担当する工事の具体的内容を記入。

労働安全衛生法第15条の2の規定により、作成建設業者（元請）が元方安全衛生管理者を選任した場合、その氏名を記入。また、中規模建設工事現場（※）については元方安全衛生管理者に準ずる者を選任し、その氏名を記入。

労働安全衛生法第15条第1項の規定により、作成建設業者（元請）が統括安全衛生責任者を選任した場合、その氏名を記入。また、中規模建設工事現場（※）については統括安全衛生責任者に準ずる者を選任し、その氏名を記入。

※中規模建設工事現場・・・おおむね労働者数10～49人規模の建設工事現場  
「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」平成5年3月31日基発第209号の2

・契約の流れを実線で表示すること。  
・施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）。

会社名・事業者ID	株式会社●● (00000000000000)	代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	神奈川県-般-〇第00000	一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇 〇〇	主任技術者	無 (特定専門工事)
主任技術者		特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

下請負人が置いた主任技術者の氏名を記入。再下請負人が主任技術者を設置しない特定専門工事の施工管理を行う場合、「特定専門工事の該当」の「有」を○で囲む。

下請負人が置いた主任技術者の氏名を記入。特定専門工事で、直近上位の注文者と合意した上で主任技術者を設置しない場合、その旨を記入。「特定専門工事の該当」は空欄とする。

下請負人が専門技術者を置いた場合、その氏名と担当する工事の具体的内容を記入。

請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期を記入。

警備会社、運搬業者、資材業者等、建設業以外の業者について  
・建設業ではないので施工体制台帳の提出は求めないが、現場の安全管理に資するため、施工体系図に記入する。  
・許可番号欄には警備業の認定書番号等、業務に関連する許認可番号を記入する。該当がなければ空欄で可。  
・安全衛生責任者は、労働安全衛生法第16条または「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」に基づき選任し記入する。  
・主任技術者欄は、現場責任者を記入。

会社名・事業者ID	株式会社〇〇運輸	代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	(業務に関連する許認可番号を記載)	一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇 〇〇	主任技術者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

会社名・事業者ID		代表者名	
許可番号		一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者		主任技術者	
主任技術者		特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

会社名・事業者ID		代表者名	
許可番号		一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者		主任技術者	
主任技術者		特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

会社名・事業者ID		代表者名	
許可番号		一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者		主任技術者	
主任技術者		特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

会社名・事業者ID	株式会社〇〇警備	代表者名	〇〇 〇〇
許可番号	(業務に関連する許認可番号を記載)	一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇 〇〇	主任技術者	〇〇 〇〇
主任技術者	〇〇 〇〇	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

会社名・事業者ID		代表者名	
許可番号		一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者		主任技術者	
主任技術者		特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

会社名・事業者ID		代表者名	
許可番号		一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者		主任技術者	
主任技術者		特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	

会社名・事業者ID		代表者名	
許可番号		一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者		主任技術者	
主任技術者		特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		担当工事内容	